

# 漢代の扁書・壁書

——特に地方的教令との関係で——

佐 藤 達 郎

はじめに

漢代、「扁書」と呼ばれる、官衙や市里などの衆目に触れる場所に詔勅、地方官の教令などを掲示する習わしのあつたことが漢簡から知られており、後述のように王國維以来、諸先学によつてその内容、形状等に関する考察がなされてきた。一九九〇年に発掘され、二〇〇〇年にその写真と釈文の公開された敦煌懸泉置遺跡出土「四民月令詔條」は、序壁に大書された扁書の実例として注目され、さらに一九九九—二〇〇二年発掘、二〇〇五年に公表されたエチナ漢簡には扁書に関する多くの記載、更には扁書そのものと考えられている簡を含み、これら近出の文字史料によつて扁書類に関する研究は新たな展開を見せてている。本稿は、これら近年の成果をも踏まえつつ、こうした法令・教令の公的な場での掲示が漢代の地方社会において持つた意義を、特に考えようとするものである。

## 1 扁書の諸例とその性格

扁書という熟した言葉は漢簡にしか見えない。管見の限り、漢簡に見える扁書の意味について最初に取り上げたのは王国維であり、以後、陳直、劳榦、陳槃、初師賓、李均明、大庭脩等諸氏によつてそれについての言及がなされてきた。<sup>(1)</sup> おおむね、これら諸氏の指摘するところによれば、扁とは説文解字に従つて署、また簡策の意であり、扁書とは、詔勅・教令など吏民に周知させるべき内容を木版に書き写して顯處に掲示するものであつた、という。また典籍では、役所の壁に簡策をかけたり教令を書したりする話が風俗通などに見え、これらも扁書の例であつたとされる。

こうした從来の知見の上に、一九九〇年発掘、二〇〇〇年の簡報をへて二〇〇一年に報告書の出版された、敦煌懸泉置遺跡出土「四時月令詔條」<sup>(4)</sup>は、胡平生氏によつて、まさしく風俗通に見えるがごとき、序壁に書かれた扁書の実例として注目されることになつた。<sup>(5)</sup> さらにその後、一九九九～二〇〇二年に発掘され二〇〇五年に写真と釈文の公表された「工チナ（額濟納）漢簡」<sup>(6)</sup>には数点の「扁書」にかかる記載、なかんずく扁書そのものと考えられる編綴された冊書が含まれており、これらに関して馬怡・糸山明両氏が中日でほぼ時を同じくしてそれぞれ論考を発表した。<sup>(7)</sup> 馬氏によれば、扁とは署、つまり題署の意で、冊の形態をとつて門戸に掲げられるものであつた。工チナ漢簡中の編綴された冊書「專部士吏典趣輒」はその実例であり、それは元々壁に掲げるために作成されていた。四時月令詔條は、扁の大型のもの「大扁」（本来、二尺両行の大簡に書かれるという）の一種ではあるが、特に長大な内容であるため、漆喰の壁に書きつけるという型式をとつた。こうした序壁への布令の書き付けは後世にも行われ、唐宋時代には「粉壁」と呼ばれた。<sup>(8)</sup> このように、馬氏は月令詔條を扁書の一種としつつも、典型ではなく例外的なものと位置づけ

る。さらに糀山氏は、月令詔條を扁書の実例とすることに疑問を付する。氏は、漢代における令の一種「撃令」の形態と作成過程を論ずる中でエチナ簡の扁書について触れ、馬氏と同様、「專部士吏典趣輒」 冊書を、壁に「かかげられた」 扁書——扁とは「かかげる」の意といふ——の実例とするとともに、撃令もこのように壁にかかげられた冊書・木牘の形態を取つていたとする。

漢簡に記録の見える扁書の諸例については、既に馬氏によつて包括的に挙例されており、またその簡単な類別もなされてはいる。そこで、(1)では漢簡におけるそれら諸例を逐一挙げることは控え、その代わり行論・説明の都合上、屋上屋のきらいはあるが、改めてそれらの種別について、いくつか例を挙げて整理することにする。

### (a1) 詔書——赦令

五月壬辰、敦煌太守彊・長史章・丞敞、下使都護西域騎都尉・將軍車師戊己校尉・部都尉・小府官県、承書從事下當用者。書到白大扁書鄉亭市里高顯處、令亡人・命者尽知之、上赦者人數太守府、別之、如詔書。(『敦煌懸泉置漢簡釈粹』 II 0115②: 16)

亡人・命者とは、保科季子氏によれば逃亡者ならびに逃亡<sup>(10)</sup>中の犯罪者を指す。彼らをして尽く知らしめるべき詔勅(末尾に如詔書とある)とは、赦令であろう。対象者が亡人命者であるがゆえ、扁書される場所も郷亭市里など民間人の往来する所となる。布告を見た逃亡者らの出頭をうけて、太守府に赦免対象者の人數を刑罰の等級ごとに上申することが指示されている。次の例も、同様の指示内容から赦令に関わるものと思われる。

始建国二年十一月甲戌下

十一月壬午張掖大尹良尹部騎司馬武行丞事庫丞習行丞事下部大尹官県丞(承)書從事下當用者明白 (2000 ES 9 SF

4:4)

〔扁書鄉亭市里顯見処令吏民尽誦之具上吏民壹功蒙恩勿治其罪者名会今罪別以齋行者如詔書〕到言 書佐曷 (2000 ES 9 SF 4:3)

十一月丁亥□□□大保□□以秩次行大尉事□□下官縣丞 (承) 書從事・・・當用者明白扁

鄉亭市里顯見処令吏民尽知之具上壹功蒙恩勿治其罪人名所坐罪別之如詔書 (2000 ES 9 SF 4:1)

閏月丙申甲溝候獲下部候長等丞 (承) 書從事下當用者明白扁書亭隧顯見処令吏

卒尽知之具上壹功蒙恩勿治其罪者罪別之會今如詔書律令 (2000 ES 9 SF 4:2)

エチナ簡に見える王莽期の、一つながりの簡である。「壹功もて恩を蒙りその罪を治する勿き者を具るに上り、罪<sup>(11)</sup>」と「に之を別て」とは、恩赦の対象となる犯罪者を、刑罰の等級<sup>(12)</sup>とリストアップされる命令と考えられる。「如詔書」という文言からも明らかのように、この一連の簡は中央で発せられた詔書が辺境の下級機関にまで下達されていく際、末尾に逐次付加されていった下達命令文である。「鄉亭市里の顯見せる処」に「明白に扁書」されるべきは、これら下達文を除いた詔勅本体の内容と云ふことになろう。馬氏によれば、簡番号 2000 ES 9 SF 4:5~12 がそれに当たるとされる。釈読不能の文字が多く、また恐らく長文の文章の一部が断片的に残るに過ぎないため、残念ながら内容は判然とはしないが、胡賊討伐への購賞と、功勞による罪の赦免を宣言したものとのようである。

(a2) 詔書—恩沢詔書

詔書必明白大書、以両行著故恩沢詔書。無嘉德、書佐方宜以二尺両行、与嘉德長短等者以便宜從事、毋令刺史到、不謹辨致案、毋忽。〔敦煌懸泉置漢簡釈粹〕II 0114③:404)

『糸粧』によれば嘉徳とは王莽期の尺、事実上漢尺に等しいとされる。この簡に「扁」の字は見えないものの、扁書を命ずる際に特徴的な「明白大書」の文言より、扁書の一例として誤りなかろう。二尺両行の簡を用うべきことから、馬氏は「大扁」の例として挙げる。扁書された恩沢詔書の内容を知ることはできないが、漢書循吏黃霸伝に時に上（宣帝）、意を治に垂れ、数しば恩沢詔書を下すも、吏は奉宣せず（師古曰く、百姓をして皆な知らしめざるなり）。太守霸、為に良吏を選択し、部を分かちて詔令を宣布し、民をして咸な上の意を知らしむ。とあり、民への恩恵の宣布（その具体的な内容は不明だが）を命ずるものであつたらしい。<sup>(13)</sup> 師古注によれば、本来は「百姓をして皆な知らしめ」るべきもので、扁書の型式をとつて民間に公布されるにふさわしい。

### （b）烽火品約

扁書亭燧顯処令尽諷 詠知之精候望即有峰火 亭燧回度舉母必（敦煌漢簡、D 1557）

辺塞の吏卒には、敵兵の侵入に際する烽火信号の規定、いわゆる塞上烽火品約を暗誦知悉していることが求められた<sup>(14)</sup>。「亭燧の顯處に扁書し、尽く諷誦して之を知らしめ」と命ぜられる内容もこの種の規定であることが、後半部の候望烽火の徹底を命ずる文言から明らかである。

### （c）購賞規定

●扁書胡虜講（購）賞二亭扁一母令編幣絕（99 ES 16 ST 1 : 4）

エチナ漢簡中、編綴された計八本の簡からなる「専部士吏典趣輒」のうちの一本である。<sup>(15)</sup> この冊書については次の項で改めて取り上げるが、糲山氏が「士吏が所持する監督要領」とする同冊書中における本簡の内容は、胡兵との戦

闕での手柄に対する褒賞規定を「亭」として、「扁書」し、その簡冊の編綴が断絶する」となきよう命じたものである。辺境出土簡にしばしば見える購賞規定（いわゆる「購賞科別」）が、簡冊の状態で亭（この亭は燧を含むであろう）に掲示されていたことが分かる。掲示の場所が亭燧であるのは、購賞規定の対象者として吏卒が想定されるためである。

(d) 「專部士吏典趣輒」

●專部士吏典趣輒 (99 ES 16 ST 1:1)

告士吏候長候史壞亭隧外內 (99 ES 16 ST 1:2)

告候尉賞倉吏平斗斛母侵 (99 ES 16 ST 1:3)

●扁書胡虜講（購）賞一亭扁一母令編幣絕 (99 ES 16 ST 1:4)

●察數去署吏卒候長三去署免之候史隧長五去免輔広士卒數去徙署二十井閥外 (99 ES 16 ST 1:5)

●察士吏候長候史多省卒給為它事者 (99 ES 16 ST 1:6)

告隧長卒謹昼夜候有塵若警塊外謹備之 (99 ES 16 ST 1:7)

●察候長候史雖母馬廩之 (99 ES 16 ST 1:8)

先述のように、エチナ漢簡中、編綴された状態で残されていた計八本の簡からなる冊書である。第一簡末の「輒」字の解釈が分かれるが、以下の簡文の内容は、候・尉以下、士吏・候長・候史ら候官・（候官の下部組織たる）部所属の吏に対し、施設・物資や吏卒の管理、勤務態勢などに関する監督行き届きを命じたものであり、李均明氏は「辺塞当局が法律に依り、当地の実情にあわせて発布した行政規範」とする。<sup>(16)</sup> 馬氏によれば、同冊書は通常の文書とは異

なり、掲示することを目的として編綴されたもので、甲渠第十六燧遺跡の一室の、烽台に通ずる階段上に広げられた状態で置かれていたといい、恐らく烽燧勤務の吏の目につくよう、屋内の壁に懸けられていたのがそのまま脱落したものであろう。

以上、総括すれば、詔勅の中でも広く吏民に宣布すべきもの、および地方当局の発布したローカル・ルールが扁書の対象とされていることが確認できよう。それらが扁書されることの意義として、当然第一には法令の対象者たる吏民への周知徹底をはかることが挙げられる。しかしながら派生する第二の意義として、とくに発布者が明示される詔勅の場合、発布者つまり皇帝の権威・恩徳を宣揚することを挙げてもよいのではなかろうか。糀山氏によれば、張湯は廷尉挈令を府舎の壁に掲げることによって「主の明を揚げ」たのであり、また先に挙げたように（a2）の恩沢詔書を、黃霸はあらためて宣布することにより「民をして咸な上の意を知らしめ」たのであった。懸泉置「四時月令詔條」は安漢公・王莽の執権のもと、太皇太后たる元後の名によつて発布された詔令である。呂氏春秋に範を取り、周公の古制になぞらえて発布されたこの詔令を通じて、王莽は太皇太后の聖徳高明を称揚しつつ、自己の宣伝を行つたのだと胡平生氏はい<sup>(17)</sup>う。馬場理恵子氏も、この壁書が皇帝権威の時空的広がりを視覚的に顯示したことを探している。<sup>(18)</sup>全幅二二二cm、高さ四八cmからなる巨大な壁書は、そうした効果をいやが上にも高めたことであろう。

## 2 地方的教令と扁書・壁書

前漢後半期から後漢にかけては、いわゆる豪族勢力の伸張にともない、地方統治の重視された時代であると言われ

る。そうした中、地方官の自主的裁量にかかる教令がしばしば出され、吏民に公布された。それら地方に公布された教令の一部は、扁書や壁書などの形態をとつて掲示されたものと考えられる。本章ではそのことを確認するとともに、こうした地方的教令が地方の官府・社会に及ぼした影響、さらにそれらが扁書や壁書などの形をとつて文字として公示されたことの、地方社会に与えたインパクトについて考えてみたい。

さきに伝の一部を挙げた黄霸は潁川太守として優れた治績を上げた後、五鳳三年（前五五）、丞相となつた。あるとき鳴雀の群れが京兆尹張敞の府舎から丞相府に飛来し、黄霸はそれを「自らの政績のなせる」神雀の瑞祥として上奏しようとした。それに対し、張敞は次のように上奏した。

「丞相（黄霸）は中二千石の大臣、博士らとともに、各郡国から会計報告（上計）のため上京してくる次官（郡丞・王国長史）らに面接し、各地で民を利して教化の功あれば、その内容を箇条ごとに答えさせております。農民が畔の区画を譲り合い、男女が道を異にし、道に遺ちたるを拾わず、孝子悌弟や貞婦を推薦した者を第一グループとしてまず殿上に上らせ、推薦はしたものの中の幾人かを知らぬ者はその次、教化の内容を箇条で述べられぬ（不為條教）者は後ろにあつて叩頭するさまであります。丞相は口では言わぬものの、心中、彼らがそうしてくれることを願つているのでしよう。面接の際、わたくしの官舎から丞相府の屋根へ鳴雀が飛んで参りました。……丞相はそこで『わたくし（黄霸）が上計の使者たちに、教化を広めた様子を箇条で報告させておりました所、天がそれに報いて神雀をお下しになりました』と上奏しようとしたのですが、後になつて鳥たちがわたくしの官舎から飛んできましたことを知り、とりやめにしました。……わたくしはあえて丞相を非難しようというではありません。群臣の誰もそのことを申し上げず、各郡国の丞・長史らは丞相の意に逆らうのを恐れ、各地に帰つては法令を捨て、それぞれ勝手に自分で教令をなし（各為私教）、それを増やすことにつとめ、かくして有名無実の偽善は横行し、風紀をゆるがせ、ひいては異変を

起こすことを、わたくしは心配しているのであります。……わが漢家が秦の後を承け、時宜に応じて改変を加え、律令を作りましたのは、善きを勧め悪しきを禁ずるためであり、条文は既に細密に整つており、これ以上付け加えるものは何もございません。ついては高官をして、丞・長史らにはつきりと命じさせ、郡国に帰つたら太守にこう告げさせましょう。三老・孝悌・力田・孝廉・廉吏の察舉には努めて然るべき人材を求め、郡の事務は全て法令に準拠し、勝手に條教を作つてはならぬ、あえて虚偽を行つて名声を求める者は必ず真つ先に処刑し、以て善惡をはつきりさせるであろう、と。<sup>(19)</sup>」（漢書黃霸伝）

丞相黃霸のもと、彼の意向を承けて各地の太守が私的に教令を發布している様子が、ここから窺われる。そうした教令は「教」「條教」などと呼ばれた。<sup>(20)</sup>この黄霸伝の記事からはさらに、これら地方官の發布にかかる教令が国家の律令を無みするものであること、またそれらが地方官の虚名を宣揚するものであることが見て取れる。

このような地方的教令の發布は、何も黃霸の丞相在任期に限つたことではなかつた。黃霸自身、潁川太守時代には郵亭郷官をして皆な鶏豚を畜い、以て鳏寡貧窮なる者を贍わしむ。然る後、條教を為し、父老師帥伍長を置き、これを民間に班行し、勸むるに為善防姦の意を以てし、及び耕桑に務め、用を節し財を殖やし、種樹畜養し、穀を食むの馬を去らしむ。

と、「條教」によつて民政につとめており、また同時期の南陽太守・鄭弘は、兄の涿郡太守・昌とともに「皆な治跡を著わし、條教法度は後の述ぶる所と為る」という（漢書本伝）。後漢に入るところのこのような事例はさらに増える。後漢の不其令となつた童恢は域内に善政を施して「耕織種収は皆な條章あり」、桂陽太守の衛颯は、漢人の俗を知らぬ土地の人々に対し「庠序の教を修め、婚姻の礼を設け」、同じく桂陽太守となつた許荊は「為に喪紀婚姻制度を設け、礼禁を知らし」め、年四十にして出仕した仇覽は、蒲亭県長として「人に生業を勧め、為に科令を制し、果菜、

限をなし、鶏豕、数あるに至る、……その剽輕游恣なる者は皆な役するに田桑を以てし、嚴に科罰を設く」という（以上、後漢書循吏伝）。逆に先代の教令を、新たな教令によつて刪除することも行われた。九江郡はもと虎の害多く「常に檻笄を募設」していたが、宋均が太守となると捕獲の労を省くべく「一に檻笄を去り課制を除削」し（後漢書宋均伝）、また蜀郡の「旧制」では火災を防ぐため民の夜なべを禁じていたが、禁を犯して失火する例が後を絶たないため、太守の廉范は「先令を毀削」し、代わりに防火用水を備えさせた所、民は喜んで彼を讃える歌を歌つたという（後漢書廉范伝）。

こうした地方的教令の盛行した背景には、黄霸の事例に窺えたように、自らの名声を宣揚しようとする地方官の意向が一つにはあつたであろう。また黄霸の事例では、それらが国家の法規を犯すことが非難されていたが、崔寔の政論に次のようにあるのは、その一つの傍証となろう。

今、州郡を典る者、自ら詔書に違い、意を縦いままにして出入し、詔書に禁絶せんと欲する所「ある」が毎に、重く懲惻すると雖も、罵詈極筆し、詔書を得れば、由お復た廃舍するがごとく、終に悛意無し、故に里語に曰く、州郡の記（一に符に作る）は霹靂の如く、詔書を得れば、但だ壁に掛くるのみ、と。（崔寔・政論・全後漢文より）

州郡府において詔勅の権威がないがしろにされていること、地方の末端においては「州郡の記」、州郡府から下達される諸般の指示が、詔勅よりも重みをもつていたことがここから窺われる。換言すれば、地方的教令の盛行する今ひとつの背景として、中央政府の権威の相対的低落を指摘してもよいであろう。「四時月令詔條」や恩沢詔書の発布された一因も、あるいはそういった所にあつたかもしぬれない。

さて、これら地方的教令はさらに、石に刻まれたり郷亭の壁に書き記されることがあつた。南陽太守召信臣が「民

が為に均水約束を作り、石に刻みて田畔に立て以て分争を防』いだのは前漢の著名な事例であり（漢書循吏召信臣伝）、後漢では廬江太守の王景が荒田を修起し、農具の使い方を民に教えた結果、墾田は広がり域内は満ち足りた。そこで「遂に石に銘して誓を刻み、民をして常禁を知らしむ。また訓えて蚕織せしめ、為に法制を作り、皆な郷亭に著し、廬江その文辞を伝う」という（後漢書循吏王景伝）。先章で確認した、辺境出土漢簡におけるローカル・ルールの扁書の例も、こうした地方的教令の壁書・石刻化の、一つのバリエーションとして捉えることができよう。

先章で指摘したように、扁書・壁書などが法令の発布者の権威を発揚したとするならば、これら地方的教令の場合にも同様のことが言えそうである。先述の通り、既にしてこれら地方的教令に込められた意図の一つに、地方長官の名声の宣揚があつたとするなら、それらを壁に書き付けたり石に刻んだりすることは、その効果を一層高めたに違いない。廬江太守王景の善政について「廬江その文辭を伝」えたとする、彼の当地における後々までの名声は、「郷亭の壁に著」された彼の教令が、彼の名とともに人々の記憶に銘記されたことを語るものではなかろうか。一般化を許されるなら、官舎の壁や石に残された地方的教令は、地方官の名とともに、彼の善政の記憶を土地の人々の脳裏にとどめる役割を果たした、とも言えるのではなかろうか。

このように見たとき、教令の壁書・扁書は、後漢時代に流行する、紀功の銘としての石碑とある面で相い通ずる性格を帯びることになる。両者の間には、時間的持続の上で差異があり得るとはいえ、それらは等しく後漢時代の名節尊重の風を背景としたものに違ひない。<sup>(21)</sup>

#### 続漢書百官志五に

三老は教化を掌る。凡そ孝子順孫、貞女義婦、財を譲り患を救う、及び学士の民が法式と為る者有らば、皆な其の門に扁表し、以て善行を興す。

とある記事は、こうした壁書・扁書のもつ、いわば紀功的側面を示すものと見ることができる。さらにそうした側面に関して、次の記事は示唆的である。

応劭の漢官に曰く、尹は正なり。郡府の聽事壁の諸尹の画贊は、肇め建武より、陽嘉に訖る。其の清濁進退を注し、所謂る過を隠さず虚譽せず、甚だ述事の実を得るなり。後人はれ瞻れば以て勸懼するに足り、春秋、毫毛の善を采り、穢介の惡を貶め、王公を避けざると雖も、以て此を過ぐる無く、尤も著明なり。（續漢書百官志・河

南尹条注）

先に別稿で述べたように、これは応劭の父・奉が司隸校尉であつた当時、各官府郡国に命じて前任者たちの像贊を上申させ、それに基づいて劭が「状人紀」を編纂したとする事実（後漢書応劭伝）と関連を有するものであろう。各郡府の官衙の壁に書かれていた歴代太守の画贊、そこには彼らの「清濁進退」、恐らくは政績の善悪と出處進退の次第とが注記されており、毀譽褒貶の歴史評価がそこに込められていたというのである。後漢から六朝にかけて各地で盛んとなる地方的与論、いわゆる郷論・清議がこうした形で壁書に投影されていたことを知るとともに、同時にそれら壁書が鑑戒の糧としてさらなる与論を喚起していたであろうことをも、ここから窺うことができよう。地方的与論の担い手は多分に地方官衙の属吏、並びに在野の知識人たちであつたと考えられるが、官衙や郷亭の壁に書かれ・掲げられた書は、これら文字を知る両者の目を介して、そのような与論の形成に少なからぬ影響を与えたものと思われる。

## おわりに

本稿では、漢代の扁書・壁書について、特に地方長官の下す地方的教令との関係に重点を置いて述べてきた。壁に掲げ・書かれた文字として視覚化されたそれら教令は、文字の持つ権威<sup>(24)</sup>とも相俟つて、地方長官の威徳を土地の人々の目に訴え、記憶に焼き付けたことであろう。扁書や壁書の持つ公示性、一定の持続性ゆえに、そうした記憶は広範な識字層によつて共有され、そのことが当地の歴史に関する共通の知識・意識を形成する、一つの契機となつたものと思われる。魏晉期に盛んとなる地方志の編纂も、そのような伏流の先にあるに違ひない。地方的教令が文字として公示されることの、地方文化への影響とその歴史的意義について注意を喚起しつつ、以後の考察に向けての展望としたい。

注 (1) 王国維『流沙墜簡』(東山学社、一九一四年)「烽燧類」

(2) これら王国維より後の諸説については、注(5)に挙げる胡氏の論文に詳しい紹介がある。

(3) 光武中興以来、五曹詔書、題鄉亭壁、歲補正、多有闕誤。永建中、兗州刺史過翔、篆撰卷別、改著板上、一勞而久逸。(太平御覽五九三所引風俗通佚文)

なおこの史料と並んでしばしば引用される崔寔・政論の次の記事、

……自頃以来、政教稍改、重刑闕於大臣、而密網刻於下職、……曲札不行于所属、私敬無廢于府(嚴可均曰、当有脱誤)、州郡側目、以為負折、乃選巧文猾吏、向壁作條、誣覆闔門、攝捕妻子、人情恥令妻子就逮、則不追自去、……(群書治要所引)

における「向壁作條」は壁書・扁書の例とは見なしがたい。文脈上、これは犯罪の発生に際して被疑者に対する取り

調べを十分尽くし、深文の吏が机上で尋問供述の辞を捏造すべしを指す、と解するべきである。

- (4) 中国文物研究所・甘肃省文物考古研究所編『敦煌縣泉月令詔條』(中華書局、11001年)
  - (5) 胡平生「『扁書』、『大扁書』考」(注(4)前掲書所収)
  - (6) 魏堅主編『額済納漢簡』(広西師範大学出版社、11005年)
  - (7) 粉山明「王杖木簡再考」(『東洋史研究』六五巻1号、11006年)、馬怡「扁書試探」(『簡帛』第一輯、11006年)
  - (8) 唐代の序壁記については、礪波護「唐代の県尉」(同氏『唐代政治社会史研究』同朋舎、一九八六年、所収)に詳しい。
  - (9) 胡平生・張德芳編撰『敦煌懸泉置漢簡釈粹』(上海古籍出版社、11001年)
  - (10) 保科季子「亡命小考—秦漢における罪名確定手続き—」(富谷至編『江陵張家山一四七号墓漢墓出土漢律令の研究』朋友書店、11006年、所収)
  - (11) 『額済納漢簡』概述の復原による。
  - (12) 釈文は次の通り。
- 因騎置以聞符第一 (2000 ES 9 SF 4: 5)
- 咸得自薪息並力除滅胡寇逆虜為故購賞科條將転下之勉府稽吏民其□□□
- 務賞董其當上二年計最及級專心焉上吏民大尉以下得蒙壹功無治其罪吏坐 (2000 ES 9 SF 4: 6)
- 兩脅謁發兵之郡雖當校均受重當 (賞) 亦應其勞大尹大惠及吏民諸有罪大逆
- 無道不孝子絞蒙壹功治其罪因徙遷□皆以此詔書到大尹府日以 (2000 ES 9 SF 4: 7)
- 辺竟永寧厥功級 (校) 焉已鼓□苞爵宣公即抨為虎耳將軍封級為楊威公即抨為虎賁
- 將軍使究其業今詔將軍典五將軍五道並出或瀆虜智皆匈腹或斷絕其兩肋拔抽 (2000 ES 9 SF 4: 8)
- 下旦居蒲妻子人衆凡万余人皆降余覽喜抨之□□□□□□□符蒲等
- 其□□□□質修待子入余□□入居・級奏辯詔命宣揚威□安雜□ (2000 ES 9 SF 4: 9)
- 校尉苞□□度遠郡益壽塞徼召余十三人當為單手 (于) 者苞上書謹□□為單手 (于)
- 者十三人其一人葆塞稽 朝候威妻子家属及與同郡虜智之將業 (2000 ES 9 SF 4: 10)

- 者之罪惡深臧發之。匈奴國土人民以為十五封稽侯厥子孫十五人皆為單手。(于)在致廬兒候山見在常安朝郎南為單手(于)郎將作士大夫厥南手(于)子蘭苞副有書(2000 ES 9 SF 4: 11)
- 張掖大尹 虜皆背畔罪 皆罪…
- …塞守徼侵□□□將之日… (2000 ES 9 SF 4: 12)
- (13) 尹湾漢簡 YM6 D 13 「君兄繪方緹中物疏」には、副葬品のリストとして六甲陰陽書・列女傳(賦)などの書籍と並んで「恩沢詔書」が挙げられている。
- (14) たとえば次の居延新簡はその例を示す一例である。
- 省候長鞍馬追逐具吏卒皆知烽火品約不 (E. P. F 22: 237)
- なお塞上烽火品約について、吳初驥「漢代烽火制度探索」、初師賓「居延烽火考述—兼論古代烽号的演變」(ともに『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年、所収)など参照。
- (15) この冊書については、紛山・馬論文の他、李均明「額濟納漢簡法制史料考」(『額濟納漢簡』所収)、王子今「額濟納『專部士吏典趣輒』簡冊釈名」(『簡帛』第一輯所収)が取り上げている。
- (16) 李氏注(15)所掲論文。
- (17) 胡平生「敦煌縣泉置出土『四時月令詔條』研究」(注(4)前掲書所収)。
- (18) 馬場理恵子「『主四時』と月令」(『日本秦漢史學會会報』第7号、1100六年)
- (19) 原文は次の通り。
- 五鳳三年、代丙吉為丞相、封建成侯、食邑六百口。霸材長於治民、及為丞相、總綱紀號令、風采不及丙、魏、于定國、功名損於治郡。時京兆尹張敞舍鶲雀飛集丞相府、霸以為神雀、議欲以聞。敞奏霸曰、「竊見丞相請与中二千石博士雜問郡國上計長吏守丞、為民興利除害成大化條其對、有耕者讓畔、男女異路、道不拾遺、及舉孝子弟弟貞婦者為一輩、先上殿、舉而不知其人數者次之、不為條教者在後叩頭謝。丞相雖口不言、而心欲其為之也。長吏守丞對時、臣敞舍有鶲雀飛止丞相府屋上、丞相以下見者數百人。吏多知鶲雀者、問之、皆陽不知。丞相因議上奏曰、『臣問上計長吏守丞以興化條(師古曰、凡言條者、一一而疏舉之、若木條然也)、皇天報下神雀。』後知從臣敞舍來、乃止。
- 郡國吏窃笑丞相仁厚有知略、徵信奇怪也。昔汲黯為淮陽守、辭去之官、謂大行李息曰、『御史大夫張湯懷詐阿意、以

傾朝廷、公不早白、与俱受戮矣。」息畏湯、終不敢言。後湯誅敗、上聞黯与息語、乃抵息罪而秩黯諸侯相、取其思竭忠也。臣敞非敢毀丞相也、誠恐群臣莫白、而長吏守丞畏丞相指、歸舍法令、各為私教、務相增加、澆淳散樸、並行偽貌、有名亡實、傾搖解怠、甚者為妖。假令京師先行讓畔異路、道不拾遺、其寔亡益廉貞淫之行、而以偽先天下、固未可也。即諸侯先行之、偽聲輒於京師、非細事也。漢家承敝通變、造起律令、所以勸善禁姦、條貫詳備、不可復加。宜令貴臣明飭長吏守丞、帰告二千石、舉三老孝弟力田孝廉廉吏務得其人、郡事皆以義法令檢式、毋得擅為條教。敢挾詐偽以奸名譽者、必先受戮、以正明好惡。」天子嘉納敞言、召上計吏、使侍中臨飭如敞指意。霸甚慚。

(20) 居延・敦煌漢簡には、都尉・太守府や候官から下級機関に下された指令文を「教」と呼ぶらしき事例があり、典籍に見える地方的教令としての「教」と、何らかの関連を有する可能性がある。

府君教　敦煌長史印　元嘉二年九月廿日丁酉起(敦煌漢簡、D 1447)  
官告呑遠候長黨不侵部　卒宋萬等自言治壞亭當得  
處食記到廩萬等毋令　自言有

(居延新簡、E. P. T 51 : 213 A)

府告居延甲渠卅井殄北障候方有警備記到數循行教敕吏卒明烽火謹候

望有所聞見亟言有教

建武三年六月戊辰起府

(居延新簡、E. P. F 22 : 459)

但し後二者の「有教」は文末の書き止め文言に過ぎないかも知れない。

(21) 永田英正氏は、漢碑の流行の背景として、後漢における過礼と虚名尊崇の風を指摘する。同氏編『漢代石刻集成』(同朋舎、一九九四年)「概説」。

(22) 佐藤達郎「応劭「漢官儀」の編纂」(『関西学院史学』第111号、1100六年)

(23) 東晋次『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会、一九九五年)第五章「地方社会の変容と豪族」に、その点に関する考察がある。

(24) 藤枝晃『文字の文化史』(岩波書店、一九七一年)第五章「政治の文字」がそのことを指摘する。